

I 第15回WGの意見等報告

平成27年4月16日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



1. 第15回WGにおける意見等報告（航空） -

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
1	資料3	輸出入事項登録の改善	<p>（委員意見）（関係団体）（海上 通関WG）</p> <p>WG資料では、少額でも輸出統計品目番号9桁入力で品名が自動補完とありますが、大額と同じようにNACCS用コードを含んだ10桁目も入力出来ると仕組みと同じ考えで良いでしょうか。又、10桁目に輸入申告と同じ様にE（少額）、X（少額合算）等を入力出来るようにしてほしい。</p>	<p>前回WGでの提案は、9桁を入力して品名をシステムで自動補完するものです。10桁の入力は出来ません。また10桁目にE、Xを入力可能とする御要望については、入力作業の手間が増えることにより他の利用者様の利便性にも影響が出ることから対応をしないことと致します。</p>
			<p>（委員意見）（関係団体）（海上 通関WG）</p> <p>先頭4桁のみで、品名を自動補完出来るようにしてほしい。4桁のみを選択した際にも品名が補完されれば、省力化につながる。</p>	<p>先頭4桁で品名を自動補完した場合、実際の品物に合った正しい品名が補完出来ないと考えます。また、4桁用の品名を登録したDBを新設する必要があり費用対効果の観点から対応しないことと致します。</p>
			<p>（委員意見）（関係団体）（海上 通関WG）</p> <p>先頭4桁と蔵置場所から、他税関（申告先官署）及び部門が決定される様な仕様になるのか。</p>	<p>申告官署の自由化に関するご質問と考えます。申告官署の自由化において検討します。</p>
			<p>（委員意見）（関係団体）（海上 通関WG）</p> <p>輸出少額合算の際に品名に「ETC.」を入力する必要がなくなれば良いのですが。</p>	<p>申告手続き上の運用の為、対応はしないことと致します。</p>
		<p>（第15回WG時のご要望）</p> <p>包括保険及び包括評価において、「輸入申告事項登録を実施した日が適用終了（有効期限）年月日の2週間前を過ぎている場合は、注意喚起メッセージを出力する。」という提案があったが、担保についても、次期では同様の仕様にして欲しい。</p> <p>（事務局）対応が必要であればWG後に事務局まで御意見をお願い致します。</p> <p>（WG後のご意見、ご要望） 特になし。</p>	<p>WG後のご意見、ご要望が特になかったことから、提案どおり、注意喚起メッセージを出力する対象は、包括保険及び包括評価とさせていただきます。</p>	

1. 第15回WGにおける意見等報告（航空） -

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
1	資料3	輸出入事項登録の改善	<p>項番4 「輸入申告事項登録（IDA）」業務における入港日のブランク化</p> <p>（委員意見）（関係団体）（海上 通関WG） 航空システムでは予備申告等の段階で入港日を手入力した場合には、本申告時に貨物情報の入港日とチェックし、入港日がブランクの場合には貨物情報から自動補完されるとのことだが、海上のCY扱いでの予備申告等段階では、「積荷目録情報登録（MFR）」業務、「積荷目録提出（DMF）」業務で入港日が登録されている場合がほとんどであるため、入港日をブランクにしても（MFR、DMF）の入港日が自動補完され、本申告に至るのではと思われる。この場合、CY「到着確認登録（PID）」業務で入港日が変更されても入港日のチェックがされないことになるのではと思われる。</p> <p>予備申告等で事前にDBがある海上では、本申時に入港日のチェックが行われないため、PID業務が行われる前の入港予定日で本申告が起動してしまう。AIRと同じ仕様変更では、入港日の相違を解消されないため、以下の2項目を提案するので、ご検討いただきたい。</p> <p>（提案） （A）本申告時等の時点での入港日の情報（到着確認：PID以降）が書きされるようにできないか。 （B）搬入される前（積荷目録提出：DMF以前）の入港日は自動補完されないようにできないか。</p> <p>（委員意見）（関係団体）（海上 通関WG） 「輸入申告事項登録（IDA）」業務の際の【記号・番号】と【貨物個数単位コード】も入港日のようにブランク化してほしい。</p> <p>（理由） CY通関の場合は、予備申告等と本申告時等の記号・番号、荷姿の変更がなく迅速な通関が実施されているが、CFS（デバン後）通関の場合、搬入前の予備申告は通関書類の情報をもとに記号・番号、荷姿（貨物個数単位コード）で予備申告をしている。本申告の際に倉庫の搬入情報を「貨物情報照会（ICG）」業務で確認し、予備申告の情報と照合しているが、記号・番号、荷姿が一致していない場合が50%程度ある。搬入された貨物の記号・番号で間違いがあった場合は、予備申告の情報を搬入情報の記号・番号、貨物個数単位コードに訂正をして本申告を実施している。（通関関係書類の記号・番号、荷姿（貨物個数単位コード）が正しいという事例はない。）又、記号・番号、貨物個数単位コードに関しては、保税でも搬入する前にB/L、マニフェスト等と現品が一致していない場合、貨物が間違いのない事を事前に確認して搬入登録をしている。</p>	<p>入港日をブランクにした状態で予備申告を行っていただければ、本申告起動時にのみ貨物情報から入港日を補完する仕様に致します。</p> <p>御要望の項目については、申告に必要な項目の為、ブランク化の対応はしないことと致します。</p>